

児童館関係法令（抄）

児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

（最終改正：平成 19 年 6 月 1 日法律第 73 号）

第 1 章 総則

第 1 条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第 2 条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第 3 条 前 2 条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第一節 定義

第 4 条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

1. 乳児 満一歳に満たない者
2. 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
3. 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

2 略

（中略）

第 40 条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。＝以下略＝